

プロジェクト 料金規制会計

項目 第 3 回料金規制会計専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 3 回料金規制会計専門委員会（2021 年 5 月 24 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

ED¹に対するコメント・レターの総論の文案について**会計モデルの基本的考え方について**

2. 当期に発生した原価の一部を将来の料金の増額で回収する状況において、現行の会計処理では、費用だけが過大に計上される一方、ED の提案では、合計許容報酬と称する金額を計上することで費用及び収益が両建てで過大に計上されることになる。これに対して、ASBJ 事務局の提案では、一過性の原価が繰り延べられることにより、財務諸表上で本来の実力値としての収益、費用、及び損益が計上できる。ASBJ 事務局の提案は、投資家への情報開示の観点からも合理的なモデルであると考ええる。
3. ASBJ 事務局の提案は、収益を調整するという ED のモデルに疑問を呈していると理解したが、その理解でよいか。
4. 規制資産について、ED は将来の回収可能性の観点から論じているのに対して、ASBJ 事務局の提案は発生した原価の会計処理を論じていて、議論がかみ合っていないと思う。また、ASBJ 事務局の提案は原価繰延べを推奨しているように見えるが、原価繰延べは IASB の概念フレームワークや最近の IFRS 基準と整合性していないのではないか。
5. 原価繰延べを推奨しているような印象を払拭するために、ED と IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」が採用している履行義務の充足の考え方との不整合との関連で説明をすればよいのではないか。
6. ASBJ 事務局の提案は、収益を調整するモデルは規制資産の回収可能性の観点から認識の点で問題があるとしている。しかし、その問題を改善できれば収益を調整するモデルでも良いのか、あるいは、その改善には限界があるから原価を調整するモデルの方が良いのか、という点の分析が足りていないと思う。

¹ 本資料において「ED」とは、国際会計基準審議会（IASB）が 2021 年 1 月 28 日に公表した公開草案「規制資産及び規制負債」を指す。

7. ASBJ 事務局の提案では、規制資産について原価を調整することが適切であることの論拠として、規制資産の測定について将来の利益相当額が含まれないことを主張している。しかし、規制によって利益が計上できないようになっている業種の場合には、その論拠は当てはまらないため、論拠の見直しが必要であると考ええる。
8. ASBJ 事務局の提案する文案では、「本 ED は、規制上の合意に基づき、規制料金（単価）を増額する権利（減額する義務）について、偶発資産（偶発負債）として扱うのではなく、あたかも金融商品の特徴を有するかのような認識及び測定方法を提案しているが、その根拠が明確でない。」としているが、こういった点で根拠が明確でないかについて詳しく説明すべきであると考ええる。

規制資産及び規制負債の認識の閾値について

9. 規制上の合意において規制料金を増額する権利と減額する義務が対称的に設計されている場合にまで、会計基準で当該権利及び義務に対し非対称的な取扱いを要求することには疑問がある。
10. ASBJ 事務局の提案では、規制資産の認識にあたって、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」と同様の、結果の不確実性に関する蓋然性の閾値を設けるべきであるとしている。これは *virtually certain* という非常に高い閾値であり、実務を考えた場合、規制資産がほとんど認識されず、規制負債のみ認識されることが懸念される。
11. 現行の IFRS 基準においては、フローの観点から、費用認識と収益認識のタイミングは非対称となっており、対称的に扱う ED のモデルは問題があると理解している。ED の提案は、規制資産或いは負債を当初認識した後に評価替えすることを提案しており、ストックの評価に伴って損益を認識するという考え方に偏っていると思われる。

対象範囲について

12. 会計基準のグローバルなコンバージェンスの観点からも、規制上の合意の定義が不明確なままでは、グローバルでの会計基準の運用が曖昧になるおそれがある。そのため、規制上の範囲が不明確であることは、コメント・レターの総論において明確に主張すべきであると考ええる。

以上